

（案）

防府市自治基本条例の 見直しに関する提言書

令和3年 月 日

防府市自治基本条例推進協議会

はじめに

- ・自治基本条例について
- ・協議会について
- ・検証、条例見直しについて
- ・今後について など

目 次

- 1 検証の結果 1
 - (1) 条例の見直しについて（提言）
 - (2) 運用状況について（意見・報告）

- 2 防府市自治基本条例推進協議会の概要 . . . ○○

1 検証の結果

検証にあたり・・・。

(1) 条例の見直しについて (提言)

ア. ○○○○ (第○条)

第○条 ……

第○条では・・・と規定されており・・・改正が必要と考えます。(改正の必要はないとの結論に至りました。)

【改正条文案】

第○条 ○○○○○○・・・

イ. △△△△

△△の条文を追加することについて・・・。

(2) 運用状況について（意見・報告）

ア 市議会の役割と責務（第 8 条）

第 8 条に規定する、開かれた議会運営を行うための取組みの一つである、議会モニター制度では、議会モニターとなる要件に、「議会モニターに委嘱されたことがないもの」があります。議会モニターを経験したことで意見がより深まることも考えられることから、割合や年数などの条件を付した上で再任を認めることについて検討する必要があると考えます。

イ 市の職員の責務（第 1 2 条）

第 1 2 条では、市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めることを規定しています。これにより、市では通信教育や自主講座の実施などの取組みが行われています。

本協議会においては、通信教育の受講者数を増やすなど、更に自己研鑽に努めることが必要であると考えます。

ウ 情報の提供及び公開（第 1 5 条）

第 1 5 条では、市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければならないと規定しています。

本協議会においては、既存の情報提供に加え、SNSなどを活用した若い世代への情報提供などを進めるとともに、市ホームページ等に古い情報が掲載され続けることのないよう定期的に確認を行うことが必要であると考えます。

エ 公益通報（第 2 1 条）

公益通報は、公正な行政運営と市民等の信頼を確保するための重要な制度であることから、自治基本条例に規定されています。

市の執行機関で違法な行為等が行われていることを知り通報した市職員が、それを理由に不利益な扱いを受けることのないよう対応してください。

オ 危機管理（第 2 3 条）

市では防災士の資格取得、防災研修など人材育成に係る支援を推進しておられます。

本協議会においては、防災士の高齢化などの課題に対応するとともに、防災士の資格の有無にかかわらず、避難所等で女性固有の問題に対応できる女性リーダーの育成が必要であるとの意見がありました。また、避難所での物

資、飲食物の提供においては、高齢者等に十分配慮した取組みが求められます。今後は、災害に関するボランティアの育成を企業等と連携するなど、多くの市民等が受講できる体制づくりが必要であると考えます。

カ 審議会等の運営（第28条）

第28条では、市の執行機関が設置する審議会等の運営において、幅広い人材の登用や、委員を公募すること等に関して規定しています。

このうち、公募委員を登用することについては、審議会ごとに必要性の検証などを行い、公募委員がいる審議会等の割合が実態に即したものとなるよう見直す必要があると考えます。

キ 協働の推進（第30条）

第30条では、市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組むことが規定されており、市では「防府市協働事業提案制度」を創設するなど、協働の推進に努められています。制度の更なる活用にあたっては、行政提案型事業の提案を増やしたり、企業など幅広い協働相手にアプローチしたりするなどの取組みが必要であると考えます。

また、市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めることも規定されています。そのため、本協議会においては、防府市のために活動する地域おこし協力隊などの人材育成を推進することが必要であると考えます。また、NPOなどの活動の評価にあたっては様々な制度を活用するなど、正しい評価の仕組みを取り入れるよう検討してください。

ク 国、山口県他との連携（第31条）

第31条では、市政運営にあたって、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力するという防府市の姿勢を定めています。

このような、連携協力体制は市の執行機関内部においても重要であり、市役所内での連携に努めることが必要であると考えます。

2 防府市自治基本条例推進協議会の概要

(1) 開催状況

	開催日	内容
第1回	令和3年1月25日	本協議会設置の趣旨説明 防府市自治基本条例制定の経緯と概要について 今後の進め方
第2回	令和3年3月22日	防府市自治基本条例運用状況の検証 (前文～第7章) ・防府市自治基本条例施行後の市の取組状況について
第3回	令和3年6月18日	防府市自治基本条例運用状況の検証 (第8章～第10章) ・防府市自治基本条例施行後の市の取組状況について
第4回	令和3年8月30日	防府市自治基本条例運用状況の検証 ・防府市自治基本条例の見直しに関する提言への対応状況について 条文等に関する検討
第5回	令和3年10月8日	条文等に関する検討 提言書について 条例解説について
第6回 (予定)	令和3年 月 日	防府市自治基本条例 見直しに関する提言書(案)について

(2) 委員名簿

防府市自治基本条例推進協議会 委員名簿

(敬称略)

No.	区分	氏名	所属団体等
1	学識経験者 (委員長)	よこた なおとし 横田 尚俊	山口大学 人文学部
2	学識経験者 (副委員長)	おかもと さちこ 岡本 早智子	防府市文化協会 会長
3	団体等から推 薦された者	どい あきら 土井 章	防府市自治会連合会
4	団体等から推 薦された者	しばた さとぎ 柴田 學樹	防府市社会福祉協議会
5	団体等から推 薦された者	やまの えつこ 山野 悦子	NPO法人市民活動さぼーとねっと
6	団体等から推 薦された者	やまもと けんじ 山本 憲司	防府商工会議所
7	公募による者	いしい すすむ 石井 進	
8	公募による者	さいとう ひろこ 齋藤 博子	
9	公募による者	やまもと たつお 山本 竜夫	

※任期：令和2年12月1日から防府市自治基本条例の見直しに関する検討
が終了するまで

(3) 協議会設置要綱

防府市自治基本条例推進協議会設置要綱

令和2年9月1日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市自治基本条例（平成21年防府市条例第25号）第32条の規定に基づき、防府市自治基本条例の見直しを検討するに当たり、広く市民等の意見、提言等を反映するため、防府市自治基本条例推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次の区分による委員10人以内をもって組織し、委員は市長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 団体等から推薦された者 4人
- (3) 公募による者 4人以内

2 前項第3号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

(任期)

第3条 委員の任期は、防府市自治基本条例の見直しに関する検討が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会の委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認める場合において、委員以外の者の協議会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、地域交流部地域振興課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

防府市自治基本条例推進協議会

令和 年 月 日

事務局 防府市 地域交流部 地域振興課

〒747-8501

防府市寿町7番1号

連絡先 TEL 0835-25-2253

FAX 0835-25-2558

E-mail suishin@city.hofu.yamaguchi.jp
